

英国の所得保障改革（上）

榊原 毅

- 1 英国の所得保障制度の概要
- 2 英国の所得保障制度を取り巻く状況（以上、本号）
- 3 英国の年金制度改革（以下、次号）
- 4 年金制度改革についての所見と今後の改革を巡る議論

英国の所得保障制度は、公的年金制度である国民保険制度を基礎としつつ、私的年金である企業年金、個人年金が重要な役割を果たしている。また、低所得者高齢者を対象とした生活保護制度（年金クレジット制度）等の資産要件付き給付を受給する世帯が多い。英国ではこうした公的年金、私的年金、生活保護、更には関連施策としての雇用政策について個別に改革が論じられるのではなく、ブレア政権が掲げる「年金生活者の困窮」に対する取り組みとして、総合的な視点からの検討に基づいて対策が進められている。

本稿では、2002年に発表されたコンサルテーションペーパー「簡潔、安全そして選択：退職のための労働と貯金」の発表を受け、その後2004年年金法及び2004年金融法等の関連する法令改正等に至る年金制度改革の内容を俯瞰するとともに、生活保護制度を含めた英国の所得保障制度改革の将来の方向性について、雇用政策との関連も念頭に置きながら述べたい。

1 英国の所得保障制度の概要

（1）英国の年金制度の概要

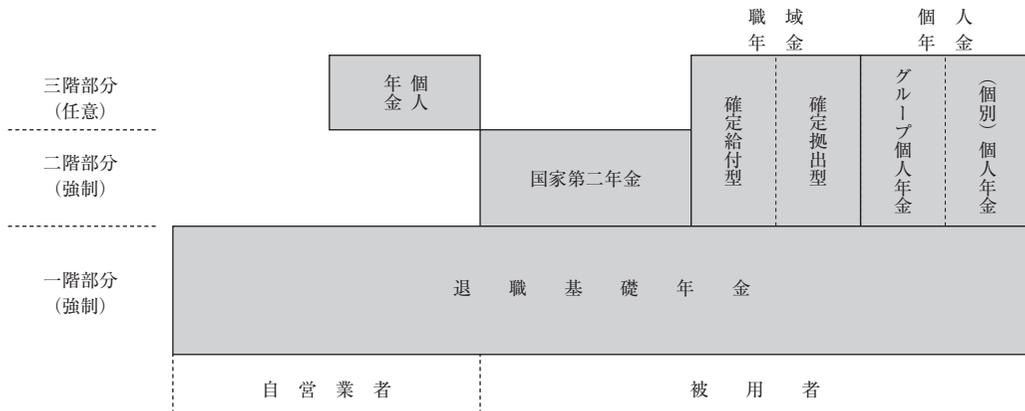
英国では、全国民が加入し、保険料により賄われている定額給付の国民保険制度（National Insurance）の退職基礎年金（Retirement Pension）が、年金制度のいわゆる「一階部分」に当たる。これに上乘せする形で、被用者については、報酬比例の国家第二年金（State Second Pension Scheme：従来の国家所得比例年金State Earning-Related Pension Scheme（SERPS）が2002年度から制度改正された）があり、年金制度の「二階部分」を構成している。これらは、いずれも強制加入の社会保険方式をとる公的年金制度である。

これに加えて、自助努力として私的年金である職域年金、個人年金に加入する者も多い。私的年金は、我が国では任意加入、公的年金の上乗せの「三階部分」と位置づけられているが、後に述べ

るように英国では年金の民営化が進められており、一定の要件を満たす個人年金、職域年金に加入している者は、公的年金制度の適用除外を受けることができ、実際に被用者で適用除外を受けている者の方が多数派であることから、「二階部分」及び「三階部分」として位置づける方が適当である。（図1）

また、英国の公的年金支給額はおしなべて低いため、年金クレジット制度等の生活保護制度による収入の嵩上げが広汎に行われている。

図1 英国の年金制度の概略



(注1) グループ個人年金：雇用主がプログラムを実施し、拠出を行うが、契約上は被用者と保険会社の個人契約

(注2) ステークホルダー年金（事務費は積立金の1%上限。雇用主にアクセス提供義務）は、被用者の場合、会社の拠出の有無等により、グループ個人年金又は個人年金のいずれかに分類される。自営業者の場合は、個人年金。

(注3) 程々の資料を元に筆者が作成。

(2) 英国の公的年金制度

① 退職基礎年金

国民保険制度の被保険者は、16歳以上、年金受給開始年齢までの全国民である。一定以上の収入があった場合には、保険料の納付義務が生じる。（表1）保険料納付済み期間が、就労期間の90%を超えた場合（49年間就労の場合44年以上）、満額の退職年金が支給され、それより短い納付済み期間の場合、満額年金を受給できる最低限度の年数に足りない部分に比例して減額される。最低給付額は満額の場合の25%であり、それに満たない者には退職基礎年金は支給されない。退職基礎年金受給のためには、通常10-11年の就労期間が必要となる。

支給開始年齢は、男性65歳、女性60歳（ただし、2010年から2020年にかけて65歳に段階的に引き上げ）。給付額は満額の場合、本人79.60ポンド/週（2004年度）、配偶者47.65ポンド/週（同）となっている。障害者、失業者等については、保険料を支払ったものとして取り扱われる。また、家庭内において16歳以下の児童の養育責任を有している者については、当該期間を除外して就労期間及び保険料納付済み期間を算定することができる（家庭責任保護制度）。

表1 英国における年金生活者の収入の対GDP比（2002年）

	退職年齢を超えて 退職した者の収入	早期退職者の年金収入	退職金等一時金収入	合計
公的年金及び手当				
退職基礎年金	3.6			
旧所得比例年金/国家第二年金	0.6			
最低所得保障（※）	0.4			
その他関連給付	0.2			
国の年金支出額総計	4.8			4.8
住宅及びカウンシル税給付	0.6			0.6
障害者手当	0.6			0.6
国の退職者に対する給付総計	6.1	N. A.		6.1
非積立型の公務員等の職域年金に 対する一般財源からの支出	0.8	0.5	0.2	1.5
公的支出総計	6.9	0.5	0.2	7.6
積み立てられた職域年金及び個人年金	2.0	1.4	0.4	3.8
年金以外の貯蓄、投資等からの収入	0.2			
雇用に伴う所得	0.8			
総収入	10.8	1.8	0.6	N.A.
職域及び個人年金	2.8	1.9	0.6	5.3
うち 公務員等に対する職域年金 (非積み立て)	0.8	0.5	0.2	1.5
公務員等に対する職域年金（積み立て）	0.3	0.1	0.1	0.5
民間部門	1.7	1.3	0.4	3.4

出典：年金小委員会報告書

※ 生活扶助制度において年金受給者に対して高い最低所得保証額を設定した。2003年度より、年金クレジット制度が創設された。

表2 国民保険制度の保険料（2004年度）

保険料の種類	対象者	強制/任意定率/定額/対象となる収入			保険料
		強制	定率	定額	
クラス1保険料	被用者	強制	定率	週91～610ポンドの収入について	11.00%
				週610ポンドを越える収入について	1%
	事業主			週91ポンドを超える収入について	12.80%
(注1) 事業主の週610ポンドを超える収入に対するクラス1保険料は、年金の給付額には反映されない。 (注2) 国家第二年金の適用除外を受けた場合には、費用主、雇用主とも一部保険料が免除される。					
クラス2保険料	自営業者	強制	定額	年4215～4745ポンドの収入について	週2.05ポンド
クラス4保険料	自営業者	強制	定率	年4745～31720ポンドの収入について	8%
				年31720ポンドの収入について	1%
(注) 自営業者に対するクラス4保険料は、年金の給付額には反映されない。					
クラス3保険料	就労期間の足りない者等	任意	定額		週7.15ポンド

受給者は約1150万人であり⁽¹⁾、約410億ポンドの給付費（GDP比3.5%）となっている（2003年度）。
（表2）公的年金支払いは、従来は年金手帳を持参した者に対して、郵便局において支払いが行わ

(1) 2004年度雇用年金省 雇用年金統計による。

れていたが、経費節減の観点から、個人の選択する銀行口座への振り込みへの切り替えが行われる。

② 国家第二年金

国民保険制度の被保険者のうち、被用者については、退職基礎年金に上乗せして、国家第二年金が支給される。この国家第二年金は、報酬比例を原則としているが、低所得者に非常に手厚い給付設計となっている。国家第二年金は、2002年4月に創設されたが、完全な所得比例年金であった従来の国家所得比例年金（旧制度）との継続性がよく維持されており、実質的には2002年度以降の就労期間についての年金額算定の算式の大幅な変更である。

2001年度以前の就労期間を有する者は、2001年度までの就労期間について旧制度に基づいて年金額が計算され、2002年度以降の就労期間については国家第二年金制度に基づいて年金額が計算され、両者を合算した額の年金を受け取ることとなる。

また、旧国家所得比例年金も、国家第二年金も、裁定後には物価スライドされる。

a) 国家所得比例年金（旧制度）

従来の国家所得比例年金は、退職に当たって、就労可能期間（制度が創設された1978年、又は満16歳に達した年）から年金支給開始年齢の一年前までの期間（ただし、1999年以前に退職した者については20年）の各年度の収入額のうち、退職基礎年金の資格を得るのに必要な収入額（保険料徴収下限額×52週分）を超えた部分を賃金スライドにより現在価格に評価し直し、就労可能期間で割り返すことにより生涯平均賃金を求め、その25%（給付乗率）が支給されていた。これを数式で表すと次のとおりになる。

$$\Sigma (\text{現在価格に再評価された各年度の収入額} - \text{保険料徴収下限額} \times 52 \text{週分} (\ast)) \div \text{就労可能期間} \\ \times \text{給付乗率}^{(2)}$$

b) 国家第二年金（新制度）

国家第二年金は、退職に当たって、就労期間の各年度の収入額のうち、退職基礎年金を得るのに必要な収入を超えた部分を賃金スライドにより現在価格に評価し直し、加入可能期間で割り返すとともに、一定の給付乗率を乗ずるという構造は旧国家所得比例年金と異ならない。

しかしながら、①就労期間の収入額のうち、退職基礎年金を得るのに必要な収入を超えた部分を3つの所得帯に分け、各所得帯ごとに異なる給付乗率を使用すること、②低所得者について一定の収入（最低保障収入）があったとみなすこと、等により、低所得者により手厚い給付となっている。

具体的には、国家第二年金は所得層を低いほうから、第一所得帯（年4180ポンド（保険料徴収下限（週79ポンド×52週分）～11600ポンド（最低保障収入）、第二所得帯（年11600ポンド～26600ポンド（最低保障収入×3－保険料徴収下限×2に設定）、第三所得帯年金（年26600ポンド～31720ポンド（保険料徴収上限（週610ポンド×52週分））に分ける。

(2) 1999年以降に退職した者については、1988年度以降の就労期間分についてこの給付乗率が25%から毎年0.5%ずつ段階的に下げられ、2009年以降に退職する者については、当該期間に係る給付乗率は20%となる。1978年度から1988年度までの就労期間については、給付乗率は25%に維持される。

そして、第一所得帯に属する収入については、給付乗数を40%（旧国家所得比例年金の2倍）、第二所得帯に属する収入については、給付乗数を10%（旧国家所得比例年金の半分）、③第三所得帯に属する収入については、給付乗数を20%（旧国家所得比例年金と同じ）として、年金額を計算する。

また、第一所得帯に属する者については、最低保障収入があったものとみなして年金額を計算する。これを算式で表すと次のとおりになる⁽³⁾⁽⁴⁾。

$$\begin{aligned} & \Sigma \text{現在価格に再評価された各就労期間中の第一所得帯に属するの収入} \div \text{就労可能期間}^{(5)} \\ & \times \text{旧国家所得比例年金の2倍の給付乗率 (2010年以降退職の場合, 40\%)}^{(6)} \\ & + \\ & \Sigma \text{現在価格に再評価された各就労期間中の第二所得帯に属する収入} \div \text{就労可能期間} \\ & \times \text{旧国家所得比例年金の半分の給付乗率 (2010年以降退職の場合10\%)} \\ & + \\ & \Sigma \text{現在価格に再評価された各就労期間中の第三所得帯分に属する収入} \div \text{就労可能期間} \\ & \times \text{旧国家所得比例年金の給付乗率 (2010年以降退職の場合20\%)} \end{aligned}$$

国家第二年金は、第一所得帯に属する者については、旧国家所得比例年金に比して二倍以上の給付となる。そして、第二所得帯に属する者については、旧国家所得比例年金に比して有利であるが、所得が上がるにつれその両者の給付は近接してくる。第三所得帯に属する者については、旧国家所得比例年金と同じ給付となる（図2）。

国家第二年金について、政府はステークホルダー年金の定着の状況もみながら、施行後5年を目途に第一所得帯までの所得のみを得たものとして取り扱うことにより給付の定額化を図る旨表明していたが、現在のところ、まだ、その時期は未定である。ただし、政府は、保険料徴収下限及び保険料徴収上限を物価の伸びに応じて引き上げる一方、最低保障収入を平均賃金の伸びに応じて引き

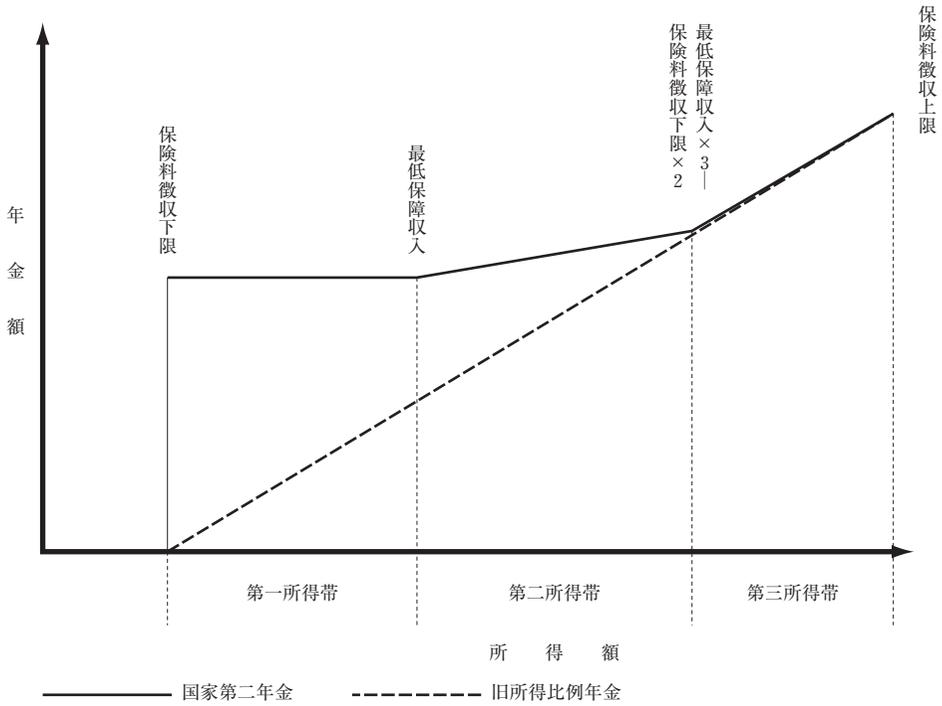
(3) 例えば、2004年度に、29000ポンドの収入があった者の場合：第一所得帯に属する収入（11600ポンド－4180ポンド＝7420ポンド、第二所得帯に属する収入（26600ポンド－11600ポンド）＝15000ポンド、第三所得帯に属する収入（29000ポンド－26600ポンド）＝2400ポンド。したがって、この者の2004年度に納付した保険料に相当する年金額は、7420ポンド÷44年×40%＋15000ポンド÷44年×10%＋2400ポンド÷44年×20%＝81.77ポンド/年。

(4) 2004年度に、例えば、1200ポンドの収入があった者の場合、第一所得帯に属する収入（11600ポンド－4180ポンド）＝7420ポンド（注11600ポンド（最低保障収入）の収入があったものとして取り扱われる）、第二所得帯、第三所得帯に属する収入＝0。

(5) 加入期間の定義は、旧国家所得比例年金と同じ（1978年（又は満16歳に達した年）から年金支給開始年齢の一年前までの期間：旧国家所得比例年金の加入期間）。

(6) 2010年以前の退職者の場合には、旧国家所得比例年金には高い給付乗率により年金額が算定される経過措置がある。当該者については、国家第二年金の年金額の算定に当たっても経過措置による高い給付乗率を使用。

図2 国家第二年金と旧所得比例年金の比較



上げることとしており、政府が平準化の決定をしなくても、国家第二年金は成熟化が進むにつれ、最低保障収入が保険料徴収上限に近づくことにより、将来的には自然に定額化が達成される。また、賃金に対する国家第二年金の所得代替率も自然と低下していく。

現在、公的年金の二階部分の受給者（大部分は従来の所得比例年金を受給）は680万人であり、約68億ポンドの給付費（GDP比0.6%）となっている（2003年度）。

（3） 英国の私的年金制度

① 英国の私的年金制度

英国は、職域年金を中心とした私的年金が公的年金制度の二階部分の創設以前から、退職基礎年金の上乗せとして広く普及してきており、これが英国の年金制度の一つの特徴となってきた。

英国の私的年金については、大きく企業年金と個人年金に分類され、企業年金には確定給付企業年金、確定拠出企業年金が、個人年金にはグループ個人年金（事業主がプログラムを主催、年金に拠出もするが、年金基金という形態はとらず、契約上は保険会社と被用者の個人契約であるもの）と（個別）個人年金がある。

企業年金は信託法に基づいて基金が設立され、個人年金は保険会社等と個人の契約によるものである。企業年金及び個人年金の多くは、拠出、運用、終身定期金の購入の段階で政府（内国歳入庁）から税法上の優遇措置を受けることが認められた適格年金である。

② 国家第二年金の適用除外制度（年金の民営化）

企業年金及び個人年金のうち、一定の要件を満たすものについては、国家第二年金の適用除外を受けることができる。この場合、受給者は当該就労期間について、一定の低所得者の場合を除いて国家第二年金の受給権を原則得ることができない代わりに、相当する保険料が引き下げられる。この適用除外制度の詳細は複雑であるが、その概略を説明する。

a) 確定給付型企業年金の場合

適用除外を受けるためには、確定給付企業年金の場合、（１）退職年齢が原則65歳、（２）就労期間中、最大40年、就労期間の最終の3年間の平均賃金の80分の1以上の賃金に相当する年金受給権が発生、（３）国民保険料の保険徴収下限と徴収上限の間の収入の90%以上を収入算定の基礎とする、（４）遺族に対して配偶者の年金額の50%以上を給付する、（５）毎年5%を上限として物価スライドするという制度（参照制度）を仮定し、これと同等以上の給付を90%以上の現加入員に対して行うという要件（参照制度テスト⁽⁷⁾）を満たす必要がある。これは、適用除外を受けた確定給付型の企業年金について概ね旧国家所得比例年金と同等以上の給付を行うことを義務づけるものである。

適用除外を受けた確定給付型の企業年金の場合、被用者の保険料は10.0%→8.4%に、事業主は12.2%→8.7%に引き下げられる。その差額は、リベートとよばれ、企業年金に直接振り込まれ、積み立てられる。参照制度テストによる適用除外制度を受けた場合、旧国家報酬比例年金相当額の受給権は発生しない。ただし、国家第二年金制度が成立した、2003年度以降の就労年度については、低所得者の場合、国家第二年金と旧報酬比例年金の差額に相当する額の年金が公的年金から付加的に支給される。

b) 確定拠出型企業年金の場合

確定拠出型企業年金についても、積み立てられた資金で国家第二年金に準じた設計の終身定期金を購入する、国家第二年金と同等以上の拠出をする（最低支払額）等の要件を満たす場合、国家第二年金の適用除外を受けることができる。

確定拠出額型企業年金の場合も保険料が引き下げられ、そのリベート（＝最低支払額）は企業年金に積み立てられる。

この最低支払額を通常的环境下で運用した場合、旧国家所得比例年金と同等以上の給付が行われると想定されているが、実際に受給できる年金額はこれより高くも低くもなりうる。そして、この最低支払額に相当する額は、リベートによる拠出相当額は保護された権利（protected rights）と呼ばれる。

確定拠出型企業年金の場合、被用者の保険料は10.0%→8.4%に、事業主は12.2%→11.2%に、こ

(7) 1997年度以前については、最低保障年金（GMP）テストにより判断されていた。これは、適用除外を受ける要件として、最低保障年金を仮定し、これと同等以上の給付を行うことが要件であった。最低保障年金制度は、より厳密に、当該期間旧国家所得比例年金に加入した場合と同等以上の給付を行うことを義務づけるものであり、特に、退職年齢については男女差を前提としている点が参照制度と異なる。また、1997年以前の就労期間については、GMPと当該期間に加入していた場合の旧国家所得比例年金の差額が付加的に公的年金から支給される。

の他年齢に応じた率が引き下げられる（15歳の場合、2.6%、40歳の場合、4.2%、60歳の場合10.5%：04年度）。確定拠出型企業年金の適用除外を受けた場合、当該期間中の旧国家所得比例年金の給付はなされない。ただし、2002年度以降の就労期間については、低所得者は旧国家所得比例年金で得たであろう額より多くの額を国家第二年金で得ることとなるので、この差額相当分を国家第二年金として受け取る。

c) 個人年金の場合

個人年金の場合も、確定拠出型の企業年金と同様の条件で適用除外を受けることができる（適格個人年金：Approved Personal Pension）。ただし、2つの点で確定給付型企業年金と大きく異なる。まず、個人年金の場合はいったん保険料全額が内国歳入庁に徴収され、年度末にリベート相当額が個人年金のファンドに振り込まれる。

もうひとつは、個人年金のリベートは、国家第二年金と同様に所得により異なった率が適用される（第一所得帯、第二所得帯、第三所得帯について、例えば、15歳の場合8.4%、2.1%、4.2%、40歳の場合、10.6%、2.6%、5.2%、60歳の場合21.0%、5.25%、10.5%等となっている）。そして、これらは、退職年齢までの間の投資期間が減ることを考慮して、年齢が上昇する程その率が上昇する。個人年金のリベートは、その運用により国家第二年金に相当する給付を得ることのできる金額と想定されているので、低所得者であっても当該期間にかかる国家第二年金の権利は生じない。

こうした公的年金の二階部分の適用除外は、1978年に旧国家所得比例年金が創設された当時から、既に職域年金に加入していた者が多く、その給付水準も高かったことから存在していた。そして、サッチャー政権下での年金の民営化を進める方針の下、当初は確定給付企業年金のみが対象であったものが、1988年に、確定拠出企業年金及び個人年金へも拡大された。

現在では、公的年金の二階部分の適用対象となる被用者のうち、既に66パーセントの者が企業年金等に加入していることを理由に適用除外を受けている。

③ ステークホルダー年金

2001年4月から、政府は、職域年金に加入していない中・低所得者層を対象に退職基礎年金の上乗せの個人年金の取得を促進するため、ステークホルダー年金制度を発足させた。特に、自営業者、職域年金がない被用者、女性等の就労期間に中断がある者、転職者等であって中低所得者であるものを主たる対象として想定している。このため、手数料を貯蓄額の1%以下に規制する、保険料の払い込みを中断してもペナルティーをとられない、ペナルティなしで自由に他のステークホルダーに移行可能等の特徴を持つ。年金のポータビリティを高めるとともに、個人の多様なライフスタイルの変化に合わせて、安い手数料で貯蓄ができることに主眼をおいている。個人で加入することも可能であるし、事業主が従業員のため実施することも可能であるため、実施形態によりグループ個人年金として又は（個別）個人年金に位置づけられる。国家第二年金の適用除外を受けることもできるし、国家第二年金、職域年金等の上乗せとすることもできる。

5人以上の従業員を雇う事業主であって企業年金を実施していない事業者は、その従業員に対してステークホルダー年金へのアクセスの提供義務がある。そして、従業員に対して、情報提供をしなければならず、また、従業員の求めがあれば、拠出金を給与から控除してステークホルダー年金

に支払わなければならない。

ステークホルダー年金は、中高所得者については、退職基礎年金の上乗せとしては私的年金を中心にすえて老後の所得所得保障を行われるよう政策的に誘導するという方針の下、中程度以上の所得があっても現在の職業年金でカバーされにくい者にも個人年金を普及させるという目的で導入されている。

2001年4月から2003年8月まで150万件の成約があった。しかしながら、これらの多くは、新規の貯金というよりは、これまでの貯蓄の移管と考えられており、雇用主のうちステークホルダー年金に拠出をしているものは13%にとどまっている。ステークホルダー年金の売り上げは2003年に入ってから著しく停滞してきている⁽⁸⁾。

(4) 資産要件付きの給付

英国では所得保障施策の議論をする際に、公的、私的年金制度及び資産要件付きの給付は必ず一体的なものとして議論されている。我が国では高齢者世帯であっても生活保護等を受給している世帯の割合は高くはないため年金制度と切り離して議論することが通例である。これに対して、英国では資産要件付きの給付を受給する高齢者世帯が多く、もはや年金制度の議論から切り離して考えることができず、公的年金制度と一体的に英国の所得保障制度の基礎を構成していることによる。この傾向は、労働党政権が誕生して後、高齢者の貧困者対策として、退職基礎年金等の公的年金を充実させるのではなく、年金クレジット制度の創設等の資産要件付き給付を充実させたことよって鮮明となった。

同時に、これは公的年金制度の給付水準が低いため、公的年金制度だけでは十分な所得保障とはなっておらず、様々な資産要件付き給付等を受けてようやく生活を成り立たせている貧しい高齢者が多数存在することを如実に現してもいる。

① 年金クレジット制度

2003年から、低所得者である高齢者世帯を対象に、資産要件付きの給付である年金クレジット制度が設けられている。これは、「負の所得税」の考え方に基づいて、一定水準以下の所得、金融資産を有する世帯に対して、最低所得保障額を下回る場合には、その差額を支給する給付であり、我が国の生活保護の一般扶助に相当する役割を果たしている⁽⁹⁾。最低保障額として、単身世帯の場

(8) 英国保険業協会による。

(9) 年金クレジット制度の導入に伴って、高齢者世帯は所得補足制度の対象からははずれ、所得補足制度は高齢者世帯以外の世帯を対象とする我が国の一般扶助に相当する給付となった。所得補足制度と年金クレジット制度を比較した場合、①所得補足制度は週87.3ポンドの収入を個人手当として保障するのに対し(18歳以上単身世帯の場合：2004年度)、年金クレジットの場合105.45ポンド(単身世帯の場合：2004年度)の収入を保証する、②8000ポンド以上の資産保有者は所得補足の対象とならないのに対し、年金クレジットはこうした一律の制限はない、③所得補足の収入認定(250ポンドの資産を1ポンドの収入と認定)に対して、年金クレジットの方が資産の収入認定(500ポンドの資産を1ポンドの収入と認定)が緩やか、④就労義務等は一律に免除されている等の度、⑤貯蓄クレジットとして、一定の自助努力を評価する等の点で、年金クレジットの方が所得補足より受給要件が緩やかになっている。

合、105.45ポンド/週（2004年度）、夫婦の場合160.95ポンド/週（同）以下の所得である者に対して、この保障額との差額が給付される（保障クレジット）。また、私的年金等の自助努力による収入がある場合には、全額が減額調整の対象とはされず、減額調整額は4割とされているので、総収入額は増加する。この減額調整とされないことによる総収入額の上積みは最大で、単身世帯15.15ポンド/週（2004年度）、夫婦の場合20.22ポンド/週（同）となっている（貯蓄クレジット）。

なお、「年金クレジット」制度は高齢者世帯のみを対象とする給付であるが、これ以外にも低所得者世帯一般を対象として、一定限度で住宅費を給付する住宅手当、カウンシル税（地方税：資産課税）相当額を給付するカウンシル税手当、があり、年金クレジット受給世帯は同時にこれらの給付の受給資格を得る。

② 住宅手当

賃貸住宅に居住している者に対して支払われる資産要件付きの給付である。年金クレジットの受給対象者は受給者に対して、当該地域、広さに照らして適切な家賃と認められる限り家賃の全額が支払われる。年金クレジットの受給最高額（保障クレジット+貯蓄クレジット：2004年度には、120.96ポンド）を超える収入がある場合には、その1ポンドについて65ペンスが手当から控除されていく。

③ カウンシル税手当

カウンシル税（英国の地方税は、資産課税であるため、収入が無くとも納税義務が生じる）の納税義務を負っている者に対して支給される。年金クレジットを受給している場合、全額相当額が支給される。年金クレジットの受給最高額を超える収入があった場合には、1ポンドについて20ペンスが控除されていく。

④ その他

冬季燃料給付（200ポンド（60歳以上の者がいる世帯）、300ポンド（70歳以上の者がいる世帯）、400ポンド（80歳以上の者がいる世帯）の一時金を冬季に支給）、クリスマスボーナス（年金受給者1人に10ポンドの一時金を支給）、等の高齢者に対する給付がある。この他にも、高齢者世帯には、障害者生活手当、就労不能手当（年金受給開始年齢以下）、社会基金等の受給者も多い。

2 英国の所得保障制度を取り巻く状況

英国の所得保障制度を取り巻く状況は、我が国と事情を異にする部分が少なくない。これらについて、特に英国の所得保障制度改革を理解する上で注意すべき点を中心に述べる。

（1）少子高齢化の進行

英国では、我が国と異なり、少子化の進行が遅い。合計特殊出生率（2001年）は、英国が1.74に対して、我が国が1.33である。また、英国の人口は2031年までに614万人の増加が見込まれており、その人口増加要因の80%以上は移民によるものである。これは、既に人口が減少に向かいつつある我が国と対照的である。

平均年齢の進展も我が国と比べて遅く、高齢人口に対する生産年齢人口の割合が本格的に減少す

るのは、英国の第二次大戦後のベビーブーム世代（1960年代中期がピーク）がリタイアする2020年以降といわれており、それ以前は高齢人口比は30%～32%程度で安定的に推移する。2020年以降は、高齢人口比率が一挙に高まり、2037年に約44%となり、それ以降は再び安定的に推移する⁽¹⁰⁾。

（２） 公的年金制度

我が国と同様に、公的年金制度は定額の退職基礎年金と報酬比例の国家第二年金がある。英国の年金は、同一拠出、同一給付の年金として制度がスタートしたという歴史的経緯もあり、現在でも、定額部分が主要な部分であり報酬比例部分はあくまで補足的である。また、給付水準は低水準にとどまっており、先進諸国で一番低い国の一つといわれている。

公的年金の財政は非常に安定しており、2050年までGDP比5%程度で安定的に推移すると見込まれている⁽¹¹⁾。これは、ドイツ、フランス等他の欧州諸国と比して際だって低い水準である。

（３） 私的年金制度

英国では報酬比例の公的年金の整備が遅れ、制度創設以前から企業年金が広汎に存在していたこと、その後も、サッチャー政権下で適用除外制度を利用して民営化が進められたことの結果として、私的年金の所得保障に果している役割は大きい。

保守的な数理を用いて健全な運営をしてきており、かつては英国年金の至宝ともいわれていたが、急激な平均余命の進展、1990年後半の株価の低迷等により、年金基金は大きな積み立て不足を抱えている。そのため、一部の基金の破綻、多くの基金での新規加入員の募集停止等が進んでおり、その立て直しが英国年金制度がかかえる喫緊の課題である。

（４） 生活保護制度

英国では、生活保護に相当する年金クレジット制度の対象者が非常に多い。年金生活者の世帯の約3割に当たる約240万世帯が年金クレジットの給付を受けており（英国年金受給者は約1120万人）、これ以外にも、支給対象であるものの支給を受けていない高齢者が多いと言われている。

年金クレジット制度は、私的年金等による収入を一定の範囲で減額調整の対象としない措置を講じているものの、少額の貯蓄をしてもしなくても最終的には年金クレジットの対象となるのであれば、最初からお金を使ってしまった方がいいとの考え方がある。実際、年金クレジット制度の利用者が多いため、英国の人の貯蓄行動に大きな影響を与えているとの指摘がなされており、OECDも報告書発表において、英国のこうした施策に強い懸念を示している。（つづく）

（さかきばら・たけし 在英日本国大使館一等書記官）

(10) 英政府統計局Jan 2005 発表資料 [focus on people and Migration] 等。

(11) 雇用年金省による。